

# 回議用紙

特別取扱	文書分類	大分類	45 建設	中分類	40 公園等	小分類	15 整備・維持管理	ファイル	179228 一般
		文書記号	年 月 日						
		文書番号	年 月 日 第 号						
		保存年限	1年 令和 6年 3月31日 まで						
宛 先				発信者				起案	令和 4年10月12日
								決裁	令和 4年10月12日
								公印	
								施行	
決裁権者	丁	文書審査	文書課長	文書係長	文書取扱主任	起案者	所属	土木部公園課	
								氏名	古川 大幹
<p>件 名</p> <p style="margin-left: 20px;">仮囲い等設置工事（美竹公園ほか）</p>									
<p>このことについて、次のとおり決定してよろしいか伺います。</p>									
<p>※決裁状況は別紙参照</p>									

回議用紙

渋谷区工事施行規程第8条の規定により、本工事の設計内容を、下記のとおり決定する。

記

1. 工事件名 仮囲い等設置工事（美竹公園ほか）

2. 工事場所 渋谷区渋谷一丁目18番29号ほか

3. 工 期 限 令和4年10月31日

4. 支出科目 令和4年度 土木費 都市計画費 公園管理費 工事請負費

令和4年度 土木費 都市計画費 都市計画総務費 工事請負費

5. 設計総額 11,473,000円

6. 設 計 書 別紙案のとおり

以上

10

20

30

# 回 議 用 紙 ( 決 裁 状 況 )

1	所属名 土木部公園課 主任	氏名 古川 大幹	起案日 令和 4年10月12日
2	所属名 土木部公園課 課長補佐	氏名 長家 宏成	
3	所属名 土木部公園課 課長級	氏名 井戸田 智司	決裁日 令和 4年10月12日

# 工 事 設 計 書

添 付 物	工事番号	工事第公 - 5号	作成部課 (所)	渋谷区 土木部 公園課			
図面 1 葉	特記仕様書	作成年月日	令和 4年 10月 12日	課 長	係 長	係 長	調 査 担 当
路線名等					/		
工事件名	仮囲い等設置工事 (美竹公園ほか)			施行方法	請負		
工事場所	渋谷区渋谷一丁目18番29号ほか			工 期	令和4年10月31日		
施行理由	<p>美竹公園内の公園施設及び占用物件の撤去工事において、複数の事業者が断続的に工事を行うことに加え、旧第二美竹分庁舎の適切な維持管理や防犯対策及び地域の安全維持を行う必要があることから、区にて仮囲い等の設置を行うため、本工事を施行する。</p>						
設計概要	<p>仮囲い設置工            1.0式 安全費                    1.0式 資機材費                1.0式</p>						

\*消費税及び地方消費税の額

支出科目	年度 令和4年度～令和4年度	会計 一般 一般	款 土木費 土木費		
	項 都市計画費 都市計画費	目 公園管理費 都市計画総務費	節 工事請負費 工事請負費		
工事金額	区 分		(消費税等の額*) 金 額 (円)	摘 要	
	設 計 総 額		11,473,000		
	内 訳	請 負 目 途 額		( 1,043,000 )	
				11,473,000	
		仮囲い等設置工事 (美竹公園ほか)		( 1,043,000 )	
				11,473,000	
発 生 材 売 却 費					
支 給 材 料 品					

[ 工事件名 ] 仮囲い等設置工事 (美竹公園ほか)

工 事 費 総 括 書

種 別 内 訳	内容(数量)	金 額 円	摘 要
直接工事費 仮囲い等設置工事 (美竹公園ほか)	一 式	9,063,400	
【直接工事費計】		9,063,400	
諸経費	一 式	1,366,600	
【工事費計】		10,430,000	
【工事価格計】		10,430,000	
消費税及び地方消費税の額	一 式	1,043,000	
【請負目途額計】		11,473,000	

実施細目様式-4

[ 工事件名 ] 仮囲い等設置工事 (美竹公園ほか) 工 事 総 括 書 [ 事業区分名 ]			
工事区分・工種・種別	内容(数量)	金額 円	摘 要
仮囲い等設置工事 (美竹公園ほか)			
仮囲い設置工	一 式	3,958,800	
仮囲い設置工	一 式	3,958,800	
仮囲い設置工	一 式	3,958,800	第 1号表内訳のとおり
安全費	一 式	3,432,000	
安全費	一 式	3,432,000	
安全費	一 式	3,432,000	第 2号表内訳のとおり
資機材費	一 式	1,672,600	
資機材費	一 式	1,672,600	
資機材費	一 式	1,672,600	第 3号表内訳のとおり
直接工事費計		9,063,400	
諸経費	一 式	1,366,600	
工事費計		10,430,000	
工事価格		10,430,000	
消費税及び地方消費税の額		1,043,000	
請負目途額		11,473,000	

実施細目様式-4の2

〔工事名〕仮囲い等設置工事(美竹公園ほか)						
第 1号		種別内訳書				
種別・細別・内訳	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
仮囲い設置工					3,958,800	
美竹公園側					2,633,800	
バリケード設置工事		113.0	m	14,600	1,649,800	
仮囲い設置工事		12.0	m	52,000	624,000	
ゲート設置工事		1.0	箇所	360,000	360,000	
庁舎側					1,325,000	
バリケード設置工事(北側門扉部)		1.0	箇所	400,000	400,000	
バリケード設置工事(南側門扉部)		1.0	箇所	385,000	385,000	
バリケード設置工事(通路ハリカー部)		16.0	m	21,000	336,000	
バリケード設置工事(南面東電キャビネット部)		1.0	箇所	110,000	110,000	
バリケード設置工事(東面外部階段出口部)		1.0	箇所	94,000	94,000	



実施細目様式-4の2

〔工事名〕仮囲い等設置工事（美竹公園ほか）

第 2 号

種 別 内 訳 書

種別・細別・内訳	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
安全費					3,432,000	
安全費					3,432,000	
警備費		60.0	人	44,000	2,640,000	
交通誘導警備員費		18.0	人	44,000	792,000	

実施細目様式-4の2

〔工事名〕仮囲い等設置工事(美竹公園ほか)

第 3号

種別内訳書

種別・細別・内訳	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
資機材費					1,672,600	
資機材費					1,672,600	
資機材費等	カラーコーン、コーンバー等	1.0	式	1,672,600	1,672,600	

## 特記仕様書

この特記仕様書は「仮囲い等設置工事（美竹公園ほか）」に適用する。

### 1 適用図書

この工事の施工に当たっては、「渋谷区土木部受注者等提出書類処理基準」を適用する。

※次の渋谷区ホームページから入手できる。

([https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kankyo/douro\\_kasen/kozo\\_ki\\_jun.html](https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kankyo/douro_kasen/kozo_ki_jun.html))

### 2 暴力団の関与を防止する措置

#### (1) 工事の下請け

工事の一部を他の者に請け負わせる（以下「下請負」という。）場合は、次の要件を満たす下請負人を選定する。

ア 当該下請負工事に係る施工能力を有していること。

イ 渋谷区の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中及び渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱第4条第3項に定められた入札参加除外者でないこと。

#### (2) 不当介入に対する報告及び届出

工事の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づき、契約担当者への報告及び警察への届出を行うこと。

### 3 工事損害賠償

受注者は、この工事の施工に伴い第三者の損害を及ぼした場合、渋谷区工事請負契約条項第28条に基づき、誠意を持って速やかに対処すること。

また、発注者が負担すべき損害賠償費用については、受注者がその原因及び根拠等を整理した上で発注者に協議すること。

### 4 設計変更について

設計変更等の具体的な考え方や手続きについては、監督員と協議のうえ決定すること。

### 5 電子情報の取扱い

電子情報の取扱いに関して、受注者は、情報セキュリティポリシー遵守事項（外部委託事業用）を準拠すること。

### 6 個人情報等の気密性の高い電子データ納品の取扱い

個人情報等の機密性の高い電子データを納品する場合は、電子データに対して、暗号化等の措置を行うこと。また、外部記録媒体で電子データを運搬する場合は、鍵付きのケース等を用いること。

### 7 工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工程表を作成し、監督員と共有すること。

施工中に工程表に変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので発注者と協議すること。

- ①受発注者間で協議した工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

## 8 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

本工事は、施工段階にて最新の「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン」に基づき、感染拡大防止対策を行うこと。感染拡大防止対策を実施する上で、追加経費が必要となる場合は、受発注者間で設計変更の協議を行う。その上で、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、契約金額の変更又は工期の延長を行うなど適切に対応する。

上記の対応を含め、感染拡大防止対策に係る経費については、受注者の責によらないものとして、監督員と協議のうえ変更手続きを行う。

## 9 諸法令等の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用及び運用については、受注者の責任において行わなければならない。

## 10 受注者の責務

受注者は、工事の適切な履行に関し、現場代理人や主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）に任せ切りにせず、誠意と責任をもって遂行しなければならない。

### 11 施工計画書

(1) 施工計画書は、契約締結後速やかに提出すること。ただし、受注者の責に帰さない事由により、期限内の提出ができないときは、監督員の指示に従うものとする。

また、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度変更に関する事項について、当該工事の施工前に変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

(2) 特殊な工事等で監督員の承諾を得たものについては、施工計画書を段階的に提出できるものとする。この場合、最初の施工計画書には、少なくとも、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、前項に基づき提出しなければならない。

- ア 全体の実施工程の概要
- イ 現場組織・施工体制の概要
- ウ 緊急時の体制
- エ 当面実施する工事の内容
- オ その他監督員の指示する事項

## 1.2 下請負の適正化

- (1) 受注者は、この工事の氏名業者を下請負者（二次下請負以下も含む。以下同様。）として使用してはならない。ただし、渋谷区工事請負入札参加業者選定基準により任意に氏名された業者で、かつ、入札を辞退した者はこの限りではない。
- (2) 下請負者が、請け負った工事について執行調整や施工管理等の管理業務のみを行い、工事業務のほとんど全てを再下請負に付することを、原則として受注者は認めてはならない。
- (3) 受注者は、下請負者の配置技術者に受注者自らの工事はもとより、他の下請負者の担当する工事の管理業務等を代行させてはならない。
- (4) 受注者は、歩行者や一般交通など第三者に対する安全確保については、受注者自らの責任において行わなければならない。ただし、下請負者が自らの工事のみを単独で実施できる範囲については、当該下請負者に行わせることができる。
- (5) 重機械のオペレーター付きリースについては、そのオペレーターを雇用する者と下請負契約を締結するものとする。
- (6) 受注者は、主たる工種に係る主要な材料については、原則として受注者自らが調達しなければならない。

## 1.3 施工体制台帳及び施工体系図

- (1) 施工体制台帳及び施工体系図（以下「施行体制台帳等」という。）には、実際に工事に従事している全ての下請負者を漏れなく記載しなければならない。この場合、オペレーター付きリース下請負契約はもとより、交通整理員等の業務委託契約についても記載するものとする。
- (2) 施工体制の実態確認に係る下請負契約の費用の支払い状況については、総括監督員及びその上司等から説明を求められた場合に、これを証明する資料の提示などによって応じなければならない。
- (3) 施工体制台帳には、担当技術者台帳を添付するものとする。
- (4) 施工体系図の掲示に当たっては、誰もが見やすいように文字の大きさなどに留意しなければならない。
- (5) 様式は、東京都建設局「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」（以下、「都建設局書類基準」という。）別記様式甲第133号、及び、別記様式甲第143号による。また、記載に関する事項として、都建設局書類基準の105-2ページから122ページも適用する。

## 1.4 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、ただちに監督員に通報するとともに、工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。

## 1.5 工事現場管理について

- (1) 工事期間中は、公道の出入り口等に誘導員を配置させ安全確保に努めなければならない。
- (2) 工事期間中は、昼間における安全確保のための保安要員を巡回させ、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

#### 1 6 悪天候時及び地震発生時の工事現場の点検について

受注者は、悪天候時又は震度4以上の地震（旧労働省労働基準局の通達に基づく安全衛生法上の悪天候、地震）が発生した場合、工事現場内及び周辺を点検し、状況を監督員に報告すること。

また、点検項目・体制・連絡系統等を施工計画書に定めること。

#### 1 7 事故防止の原則について

受注者は、東京都建設局「事故防止大原則」を遵守し、工事事故の防止に努めること。

なお、事故防止大原則は東京都建設局ホームページで閲覧できる。

(<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/ukeoi/pdf/gensoku.pdf>)

#### 1 8 仮囲い設置工について

受注者は、美竹公園等の出入り口において、設計図面を基にB型バリケード、フラット鋼板及び門扉を転倒の恐れのないよう堅固に設置すること。

#### 1 9 安全費について

受注者は、本工事の円滑な施工のための警備を適切に配置すること。なお、配置場所及び配置時間等については監督員の指示によることとする。

また、美竹公園等に侵入する者、本工事で設置した仮設物等を壊そうとする者などがいた場合は、ただちに監督員に連絡すること。

#### 2 0 資機材費について

受注者は、本工事の施工に必要な資機材を適切に配置すること。なお、詳細な内容については監督員の指示によることとする。

#### 2 1 その他

(1) 故意または過失により区、又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、受注者の責任と負担において対処すること。

(2) 本特記仕様書に定めのない事項が生じた際、及び、本特記仕様書の解釈に疑義が生じた際は、その都度監督員の指示によること。

## 渋谷区情報セキュリティポリシー遵守事項

### 1. セキュリティポリシーの遵守・秘密保持

- ①「遵守義務」：渋谷区情報セキュリティポリシー及びこれに基づく実施手順における各自の役割を理解し、遵守しなければならない。
- ②「秘密保持義務」：業務に従事している期間及び業務に従事しなくなった後も、業務上知り得た情報等を外部の第三者へ漏らしてはならない。
- ③「法令遵守義務」：業務の遂行に必要な法令を遵守しなければならない。

### 2. 情報資産の管理

- ①「目的外利用の禁止」：提供された情報の提示目的以外の利用及び受託者以外の者への提供をしてはならない。
- ②「複写・複製の禁止」：提供された情報を複写及び複製をしてはならない。
- ③「返還義務」：提供された情報は、契約終了時に全て返還しなければならない。
- ④「持ち出しの禁止・制限」：業務上の理由なく情報資産を庁舎外に持ち出したり、転送してはならない。また、業務上の理由で庁舎外に情報資産を持ち出すときは、情報セキュリティ管理責任者の承認を得なければならない。
- ⑤ 区の情報システムやパソコン等を外部に持ち出して保守作業等を行う場合は、機器等の内部に保管されている情報に対して、不必要なアクセス・複製・複写を行ったり、知り得た秘密を外部の第三者に漏らしてはならない。

### 3 受託業務の実施

- ①「報告義務」：作業状況を適時報告しなければならない。
- ②「検査に応ずる義務」：作業内容について検査を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ③「事故報告義務」：事故が発生した場合は、直ちに報告し、指示を受けなければならない。
- ④「協力義務」：セキュリティ実施手順を運用していく役割を持つ各管理者、担当者および組織の指示に従い、協力しなければならない。
- ⑤「入退室管理」：入退室管理が行われている庁舎内の管理区域に情報セキュリティ管理責任者の許可なく立ち入ってはならない。

### 4 情報システム等の使用（受託事業者等の社員等が区の情報システムを操作する場合）

- ① 許可なくパソコンや通信機器を全庁ネットワークその他区のネットワークに接続してはならない。
- ② 許可なくパソコン等への機器の増設又は改造を行ってはならない。
- ③ 情報セキュリティ管理者より与えられたアクセス権限を遵守し、権限外の不正なアクセスを行ってはならない。
- ④ 業務上の目的以外で情報システム等を使用してはならない。
- ⑤ 許可なくソフトウェアをインストールしてはならない
- ⑥ ネットワーク監視ソフトウェアやハッキングソフトウェアの使用は絶対に行ってはならない。
- ⑦ セキュリティ上の事故、システムの欠陥及び誤動作を発見した場合は、直ちに情報セキュリティ管理責任者に報告し、指示を仰がなければならない。
- ⑧ 外部から入手した記録媒体・ダウンロードファイルを使用する場合は、事前にウイルスチェックを行わなければならない。
- ⑨ ネットワークに接続する場合、ウイルス対策ソフトを常時起動し、最新のパターンファイルに更新されるよう設定しておかななければならない。

5 本事項は、受託事業者のみならず、本受託業務に従事する全ての社員等（区の承諾を得て行う場合の再委託先社員、臨時社員、派遣社員等を含む。）に適用する。

6 上記の各項目のいずれかに違反した場合、契約条項に基づく損害賠償及び渋谷区情報セキュリティポリシーに定められる措置を受ける場合があること。

7 本事項は、受託業務実施期間中および業務終了後も有効であること。

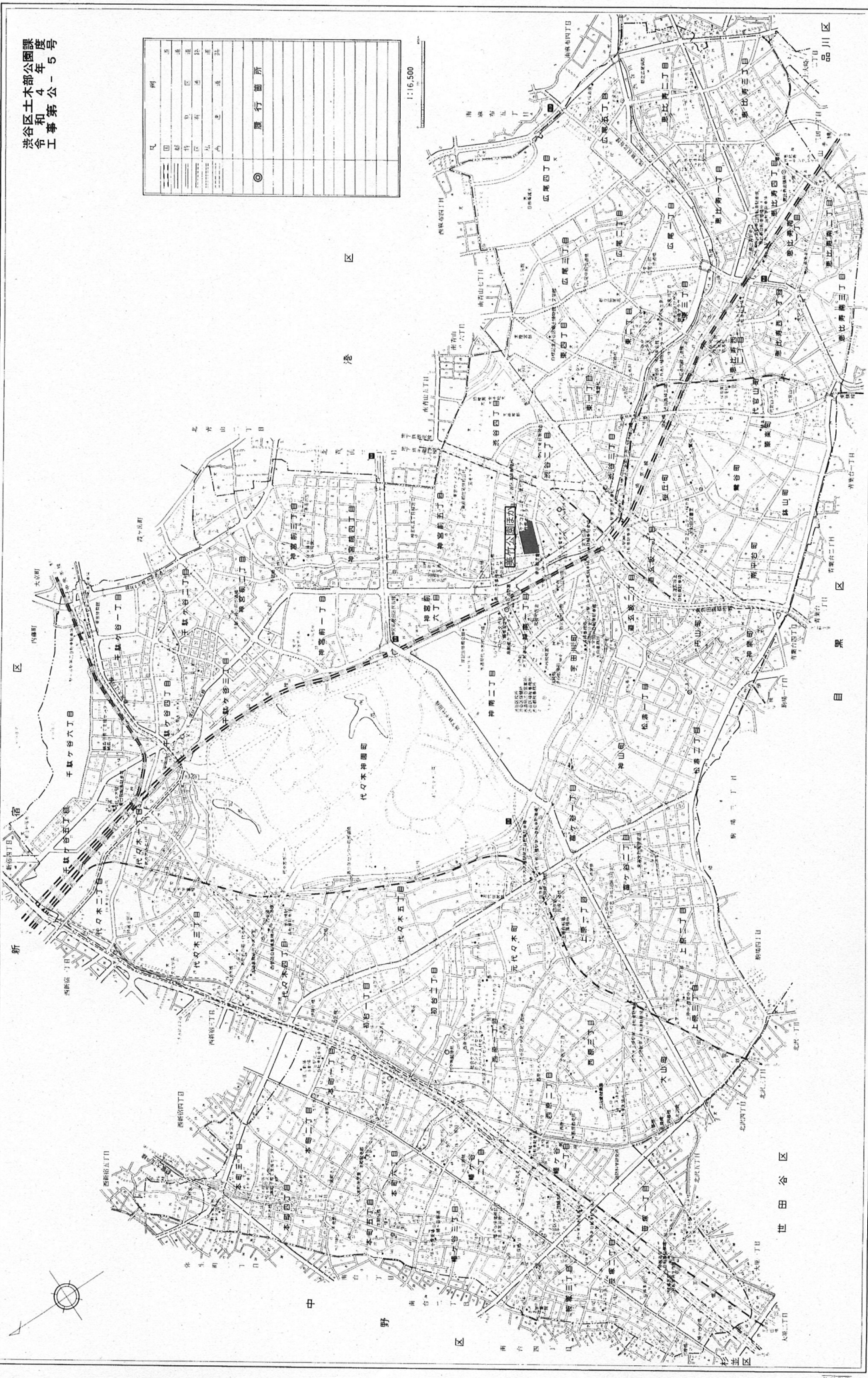
# 履行箇所案内図

## 渋谷区

渋谷区土木部公開図  
年度 4  
工事番号 5号

凡 例	
	主路
	普通道
	街路
	私道
	鉄道
	橋
	駅
	駅出入口
	公共施設
	水
	境界

1:16,500





平面図 S=1/1000

